

保育施設共同利用にかかる契約書

(以下「甲」という。)と NPO 法人ストロベリーフィールド (以下「乙」という。)とは、乙が設置・運営する企業主導型保育施設 (以下「乙保育施設」という。)について、保育施設共同利用にかかる契約 (以下「本契約」という。)を締結し、本契約記載のとおり提携・協力関係を構築する旨合意する。

第1条 (契約の目的)

甲と乙は、保育を通して甲の従業員の就労支援、子育て支援、その他福利厚生の実現を図るため、乙の企業主導型保育事業に対し、共同利用を目的として本契約を締結する。尚、甲は子ども・子育て拠出金を拠出している企業であることを前提とする。

第2条 (協力関係の内容)

1. 甲及び乙は、以下の点を相互に合意する。
 - (1) 乙は、法令に従って乙保育施設を運営し、より良い保育環境の実現に向けて努力する義務を負うこと。
 - (2) 乙は、甲の従業員が自己が保護者として監護する児童 (以下「子」という。)を乙保育施設に入園できるように取り計らうこと。但し、甲の従業員が希望した時点で既に定員に達している場合や本条第2項の場合は、その限りではない。
 - (3) 乙は、甲の従業員に対し、乙保育施設と提携をしている企業従業員以外の一般利用者に比して子を優先的に乙保育施設に入園させることができる旨を告知し、必要に応じ入園の案内を行うこと。上記優先的入園を許す人数については、その上限は乙保育施設の定員の半数 (1未満の端数が生じる場合は少数以下切り上げ。)に1を加えた人数とする。
 - (4) 甲の従業員が、乙保育施設へ子を入園させる旨を希望する場合、その後の入園の手続きについては、甲の従業員が直接乙保育施設と行うこと。乙は別途、甲の従業員との間で「利用契約書」を締結し、それに沿って保育の提供を行うものとする。
 - (5) 乙保育施設における標準利用料金は乙が決定する。尚、甲の従業員が支払うべき料金及び甲の従業員の負担を軽減するために甲が利用料金を負担することなどについては、甲乙間の協議によって個別に定めることができる。
 - (6) 甲と甲の従業員との間の雇用関係が消滅するときは、甲の従業員から速やかにその旨を入園した乙保育施設に通知し、甲の従業員と乙保育施設との間で協議の上、退園手続き又は別途地域枠の利用による再契約手続きを取るものとする。
2. 乙は、乙保育施設の規程その他のルール等に従って入園児を選択することができ、甲の従業員の子の入園を許諾する義務を負わないものとする。
3. 甲は、本条第1項第5号により甲乙間の協議により甲が利用料金を負担する合意がなされた場合を除き、本契約に関し乙に対する何らの金銭の支払い義務を負わない。

第3条 (保育を行う場所)

乙による子に対する保育の実施は、乙保育施設 (児童福祉法第39条の規定に基づく保育

所) 及び近隣の公園等、乙保育施設の施設長並びに保育を行う職員が適当と認めた場所とする。

第4条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日にかかわらず、4月1日から当該日の属する年の翌年3月31日までとする。但し、1月1日から3月31日までの間に本契約を締結した場合は、同年の3月31日まで有効とする。
2. 前項期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれか一方より、書面による変更、終了の申出がないときは、本契約は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。
3. 期間満了又は解除等により本契約が終了した場合でも、第11条、第12条3項は有効に存続する。

第5条 (権利譲渡の禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約から生じた権利若しくは義務を第三者に移転し、譲渡し、承継し、若しくは引き受けさせてはならず、また、担保に供してはならない。

第6条 (契約の解除)

甲又は乙において次の各号のいずれかに該当する事実又は行為があった場合、相手方は何らかの催告を要せず直ちに書面をもって本契約を解除することができる。尚、本項に定める書面が相手方に到達したときに本契約は効力を失う。

- (1) 合併、本契約に関する権利義務を含む事業の承継、会社分割もしくは解散の決定をしたとき、又は銀行取引停止の処分もしくは破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) 本契約に基づく業務の遂行上、不正もしくは著しく不適当な行為があったとき、又は、甲に提出した報告書に虚偽又は不実の記載があったとき
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 法令等に違反する行為、社会的信用を著しく損なう行為があったとき
- (6) 本契約に違反し、催告を受けても14日以内に違反が是正されなかったとき
- (7) 支払不能又は支払停止の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
- (8) 甲又は乙の所在不明等により連絡不能となったとき
- (9) 甲が子ども・子育て拠出金を拠出している企業ではなくなったとき
- (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第7条 (業務中の事故及び損害)

1. 甲は、乙が提供する保育サービスにおける事故、損害等および乙と甲の従業員との間の保育サービス利用関係に関与せず、これらについては、一切の責任を負わない。

2. 乙が提供する保育サービスにおいて重大な事故が発生した場合、乙は速やかに甲に報告しなければならない。

第8条（損害賠償）

1. 甲又は乙が、本契約の履行に関して、相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償するものとする。
2. 乙は、乙が提供する保育サービスにおける事故、損害等に関連して第三者から苦情申立て、訴訟提起その他の請求を受けた場合、遅滞なく相手方に通知し、対応を協議しなければならない。

第9条（遵守義務等）

1. 乙は、商号、本店所在地など本契約に基づく協力関係に影響を及ぼす可能性がある事項に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。
2. 甲及び乙は、乙による保育サービスの提供もしくは乙保育施設の利用が困難となる事情、信用状態の悪化など本契約の継続に影響を与える可能性が生じた場合は、速やかに相手方に告知しなければならない。

第10条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、相手方より開示された営業機密に類する企業情報及び本契約の内容（以下「機密情報」という。）を秘密に保持し、第三者に対して開示してはならず、本業務の目的以外で使用してはならない。
2. 次の各号のいずれかに該当すると証明できるものについては前項の規定は適用しない。
 - (1) 相手方から開示を受ける前に既に自己が保有していたもの
 - (2) 相手方から開示を受ける前に既に公知又は公用となっていたもの
 - (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責めによらずに公知又は公用となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発したもの
3. 本条は、本契約終了後も10年間効力を有する。

第11条（個人情報の取扱い）

1. 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人の名称、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日、職業、クレジットカード番号、各種会員番号、各種パスワード等の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、その他個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。
2. 甲及び乙が本契約に関して甲又は乙から個人情報の提供を受けた場合、提供を受けた当事者は個人情報を機密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示し、又は本契約以外の目的で利用してはならない。また、提供を受けた当事者は、個人情報の紛失・破壊・改竄等の防止に必要な合理的な措置を講じるものとする。
3. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合、直ちに提供を受けた個人情報等の全部又は一部を相手方に返却し、又は相手方の指示に従い廃棄する。また、本契約が終了した場合も同様

とする。

第12条（反社会勢力排除条項）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら（その役員及び主要な従業員を含む。次項において同じ。）について、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）
- (2) 暴力団等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者（以下「元暴力団等反社会的勢力」という。）
- (3) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するもの
- (4) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するもの
- (5) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が、前二項の表明又は確約に反したことが判明した場合には、本契約を、何らの催告を要せず直ちに解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は、その相手方当事者に対し、その名目を問わず何らの金員の支払義務を負担しない。

第13条（協議解決）

本契約に記載のない事項、又は本契約の各条項の解釈に疑義があるときは甲乙間にて協議し迅速かつ円満に解決を図るものとする。

第14条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（本契約書文言改変の禁止）

甲及び乙は、協議の上、別途覚書等により本契約の内容を変更することができるものとする。尚、当該変更は甲乙両者が覚書に代表権限を有する者による記名押印することにより効力を生じるものとし、この方法によらない改変は無効とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

東京都練馬区平和台 3-26-15-101
NPO 法人ストロベリーフィールド
代表理事 佐藤 智子